

令和8年度
(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、建築物の品質の向上、適正なコスト管理及び円滑な事業の推進等の観点から、施工者の持つ高度な技術を実施設計に取り入れるとともに、設計段階から施工計画の検討を行うことにより、遅延することなく事業を実施することを目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第18条に基づく、「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」の技術協力・施工タイプを採用するものである。

本実施要項は、本業務の優先交渉権者を公募型プロポーザル方式により選定するための手順を示すとともに、優先交渉権者選定後の手続きを示すものである。

なお、本業務の受託者は、業務委託完了後に、発注者と(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事契約の価格交渉を行い、交渉が成立した場合には、富士市議会の決議後に、富士駅北口駅前公益施設新築工事の契約を締結する予定である。

2 設計技術協力業務の概要

(1) 業務内容

(仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計に伴う設計技術協力業務

(詳細は「(仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託特記仕様書」による。)

(2) 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月26日まで

(3) 担当課

郵便番号 417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市都市整備部市街地整備課(担当 石川・川口)

電話番号 0545-55-2797(直通)

FAX番号 0545-51-0475

メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、16,060,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)とする。

(5) 設計者等

ア 基本設計者

アール・アイ・エー・マウントフジアーキテクトスタジオ設計共同企業体

住所 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス28階

イ 実施設計者(先行実施)

同上

ウ. 発注者業務支援者等

日建設計CM・浜銀総合研究所共同企業体

住所 東京都文京区後楽1-4-27 日建設計後楽園ビル3・4階

3 対象工事の概要（実施設計先行段階時点）

- (1) 施設名称 (仮称) 富士駅北口駅前公益施設
- (2) 敷地の場所 静岡県富士市本町地先
- (3) 敷地面積 1,970.99 m²
- (4) 構造規模 RC造一部S造 地上3階建て
ア 建築面積 1,512.57 m²

イ 各階床面積・延べ面積 (m²) ※太文字は建築基準法上の階を示す

階	容積対象面積			容積対象外面積	延べ面積	屋外バルコニー面積	
	屋内	屋外	受水槽ポンプ室	EV			
PH階	61.31	-	-	-	61.31	-	
3階	3階	(312.63)	(78.63)	-	(7.79)	(399.05)	(188.34)
	2.5階	(331.49)	(25.94)	-	(7.79)	(365.22)	(219.28)
		644.12	104.57	-	15.58	764.27	407.62
2階	2階	(704.39)	(73.30)	-	(7.63)	(785.32)	(681.52)
	1.5階	(231.09)	-	-	(7.56)	(238.65)	-
		935.48	73.30	-	15.19	1,023.97	681.52
1階	337.18	-	8.00	7.56	344.74	-	
合計	1,978.09	177.87	8.00	38.33	2,194.29	1,089.14	
	容積対象面積合計:			2,163.96			

(5) 予定工期

工事請負契約区分	予定工期
工事請負契約	令和9年12月上旬から令和12年11月下旬
1期工事	令和9年12月上旬から令和11年12月下旬
2期工事	令和12年6月下旬から令和12年11月下旬(予定)

(6) 発注者

富士市長 金指祐樹

(7) 工事費参考額

本工事の参考額は、約32億円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

4 スケジュール

(1) 「プロポーザル」のスケジュール

日時	内容
令和8年5月11日(月)	公告、資料の配布
令和8年5月18日(月)	本実施要領および特記仕様書に関する質問書の受付締切
令和8年5月25日(月)	本実施要領および特記仕様書に関する質問書への回答

令和8年6月11日(木)	資格審査書類の提出期限
令和8年6月15日(月)	資格審査結果通知
令和8年6月22日(月)	資格審査における非選定理由の説明請求期限
令和8年6月29日(月)	資格審査における非選定理由の説明請求回答期限
令和8年7月22日(水)	技術提案書及び実施設計書に関する質問書の受付締切
令和8年8月5日(水)	技術提案書及び実施設計書に関する質問書への回答
令和8年9月29日(火)	技術提案審査書類の提出期限
令和8年10月13日(火)	技術提案プレゼンテーション及びヒアリング(予定)
令和8年10月14日(水)	VE提案の採否通知期限
令和8年10月19日(月)	VE提案採用後概算工事費見積書の提出期限
令和8年10月30日(金)	優先交渉権者の選定通知
令和8年11月4日(水)	優先交渉権者に関する非選定理由の説明請求期限
令和8年11月11日(水)	優先交渉権者に関する非選定理由の説明請求回答期限

(2) 「設計技術協力業務」のスケジュール(予定)

日時	内容
令和8年12月初旬	基本協定書の締結、三者協定書の締結、設計技術協力業務委託契約の締結
令和9年3月26日(金)	設計技術協力業務委託完了

(3) 「工事」のスケジュール(予定)

日時	内容
令和9年5月	工事に関する契約条件等の確認
令和9年6月	工事仮契約締結
令和9年10月	工事本契約締結
令和11年12月	第1期工事完成
令和12年11月	第2期工事完成(全体工事完了)

5 関係資料等の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布資料

資料1 (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領

資料2 技術提案書等作成様式集

資料3 (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領

資料4 (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託特記仕様書

- 資料 5 (仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する基本協定書 (案)
- 資料 6 (仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する三者協定書 (案)
- 資料 7 (仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事に関する価格等合意書 (案)
- 資料 8 (仮称)富士駅北口駅前公益施設新築工事实施設計 実施設計図書 (先行段階)
(令和 8 年 3 月)

資料 9 (仮称) 富士駅北口駅前公益施設工事 工事スケジュール(案)

資料 10 関連事業全体工事スケジュール(案)

(2) 配布期間

令和 8 年 5 月 1 1 日(月)午後 2 時から令和 8 年 6 月 1 0 日(水)の午後 4 時までの間

(3) 配布場所及び配布方法

富士市ウェブサイトに掲載する。

ただし、資料 8 から 1 0 は、7 (1)に示す富士市市街地整備課にて資料が記録されている CD-R の貸し出しを行う(土曜日及び日曜日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで。)。貸出しは 1 者 1 回とし、貸出し後は速やかに返却すること。

6 建設予定地及び既存建物等の確認

(1) 現地説明会

事務局が開催する現地説明会は行わない。

(2) 現地視察

1 1 の技術提案審査対象者のうち、既存建物内を含めた現地視察を希望する者は、下記の日程で事務局が対応する。なお、詳細は、技術提案審査対象者に関する通知を確認すること。

ア 対象者

技術提案審査対象者

イ 日程

令和 8 年 6 月 1 6 日 (火) から 6 月 1 9 日(金)の期間で、発注者および施設管理者との調整が整った日時とする。(技術提案審査対象者あたり最大 6 名まで)

7 事務局・審査委員会

(1) 事務局

郵便番号 4 1 7 - 8 6 0 1 静岡県富士市永田町 1 丁目 1 0 0 番地

富士市都市整備部市街地整備課 (担当 石川・川口)

電話番号 0 5 4 5 - 5 5 - 2 7 9 7 (直通)

F A X 番号 0 5 4 5 - 5 1 - 0 4 7 5

メールアドレス to-shigaichi@div.city.fuji.shizuoka.jp

(2) 審査委員会

役 職	職 名
委員長	富士市 都市整備部長
副委員長	富士市 建設部長
委員	静岡文化芸術大学 亀井暁子 教授

	静岡県 財務部 建築企画課長
	富士市 財政部長
	富士市 都市整備部 建築土地対策課長

8 参加資格要件

単体企業又は共同企業体の参加を可とする。共同企業体にて参加の場合は、8-1（共同企業体の要件）によるものとし、単体企業にて参加の場合は、8-1（2）ア（代表企業）の資格要件を満たすこと。

8-1 共同企業体の要件

次に掲げる条件を全て満たす「特定建設工事共同企業体」であること。

(1) 甲型特定建設工事共同企業体の資格要件

条 件	左記の詳細
①構成員の数	3社以内
②構成員の組合せ	建築JVにおける構成員の組み合わせは以下のとおりとする。 ・8-1(2)アに記載する代表企業の資格要件を満足する1者と8-1(2)イに記載するその他構成員の資格要件を満足する2社以内の組み合わせ。
③結成方法	自主結成とする。各JVは、特定建設工事共同企業体協定書により、共同施工方式の甲型企业体を結成する。
④出資比率	共同企業体の代表者の出資比率は、構成員中最大であること。出資比率の最小限度基準はその他構成員が2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とする。

(2) 建築JVにおける構成員の資格要件

ア 代表企業

条件	左記の詳細
①富士市建設工事競争入札参加資格の登録	令和8年度富士市競争入札参加資格登録者（建築一式工事）であること。又は、令和8年9月18日までに富士市競争入札参加資格（建築一式工事）の審査登録申請を行うこと。
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値1,200点以上
④配置予定技術者	次の要件を満たす技術者を配置すること。 a 管理技術者 ・一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 ・参加表明書提出日以前に代表企業の組織に属していること。 ・設計技術協力主任技術者（建築）と兼ねることができる。 b 設計技術協力主任技術者（建築） ・一級建築士の資格を有すること。

	・参加表明書提出日以前に代表企業の組織に属していること。
⑤その他の条件	8-2 その他共通資格要件に記載のとおり。

イ その他の構成員

条件	左記の詳細
①富士市建設工事競争入札参加資格の登録	令和8年度富士市競争入札参加資格登録者（建築一式工事）であること。又は、令和8年9月18日までに富士市競争入札参加資格（建築一式工事）の審査登録申請を行うこと。
②許可の種類	建築工事業に係る特定建設業の許可
③経営事項審査の総合評定値	建築一式工事に係る経営事項審査結果（審査基準日が参加表明日より1年7ヶ月以内のもの）の総合評定値 800 点以上
④その他の条件	8-2 その他共通資格要件に記載のとおり。

8-2 その他共通資格要件

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
② プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、「富士市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」又は「富士市物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
③ 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。 ア 役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められる者 イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者 ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者 エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者 オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者
④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。
⑤ 国税及び地方税に滞納の無いこと
⑥ 以下に掲げる設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 <実施設計業務等の受託者>

<p>アール・アイ・エー・マウントフジアーキテクトスタジオ設計共同企業体</p> <p>a 株式会社アール・アイ・エー 東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス28階</p> <p>b 株式会社マウントフジアーキテクトスタジオ一級建築士事務所 東京都渋谷区代々木5-59-5 清水代々木ビル2F</p> <p><当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者></p> <p>a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の 50 を超える出資をしている建設業者</p> <p>b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>
<p>⑦ 以下に掲げる発注支援業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p><発注支援業務等の受託者></p> <p>日建設計CM・浜銀総合研究所共同企業体</p> <p>a 日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社 東京都文京区後楽一丁目4番27号</p> <p>b 株式会社浜銀総合研究所 神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号</p> <p><当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者></p> <p>a 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の100 分の 50 を超える出資をしている建設業者</p> <p>b 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p>

9 資格審査書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は資格審査書類として、次により参加表明書、施工実績等を提出すること。

(1) 提出資格

資格審査書類を提出する者は8に記載する要件を満たすこと。

(2) 提出期間

令和8年5月25日(月)から令和8年6月11日(木)(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時までの間

(3) 提出先

7(1)に示す富士市都市整備部市街地整備課まで持参(土曜日及び日曜日を除く。)又は郵送(提出期間内に必着のこと。)

(4) 提出書類(各2部)

様式第1号を表紙として、以下の様式を記載の上、根拠書類を添えて提出すること。

様式等	サイズ	内容
様式第1号	A4 縦型	参加表明書
様式第2号	A4 縦型	単体企業・代表企業の参加資格要件等調書

様式第3号	A4 縦型	単体企業・代表企業の配置予定技術者調書
様式第9号	A4 縦型	単体企業・特定建設工事共同企業体体制表
添付資料 (根拠書類) 単体企業・ 代表企業	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可の通知書の写し	
	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が参加表明日より1年7か月以内のもので最新のもの）の写し	
	特定共同企業体にて契約締結する場合は、特定建設工事共同企業体協定書の写し	
	技術資料提出期限日に有効なISO9001及びISO14001の認証を取得している場合は、認証取得を証する書類	
	配置予定技術者の資格を客観的に証明できる書類	
	<input type="checkbox"/>	資格を証する書面の写し
	<input type="checkbox"/>	当該技術者との雇用関係を証する書面の写し
	国税及び地方税に滞納の無いことを証明できる書類	
	<input type="checkbox"/>	納税証明書
	技術提案書等評価要領の実績評価にて、同種・類似工事として設定された条件を証明できる根拠書類（発注者、件名、契約金額、工期、延べ面積、配置技術者が確認できる書類）（該当のある場合）	
	<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し、又は工事カルテ（CORINS）の写し
	<input type="checkbox"/>	工事内容が分かる仕様書、図面等
	<input type="checkbox"/>	管理技術者が、主任（監理）技術者若しくは監理技術者補佐又は現場代理人として施工したことがわかる書面
	技術提案書等評価要領の実績評価にて、技術協力業務の実績として設定された条件を証明できる根拠書類（発注者、件名、契約金額、工期、延べ面積、配置技術者が確認できる書類）（該当のある場合）	
<input type="checkbox"/>	業務委託契約書の写し	
<input type="checkbox"/>	委託内容が分かる仕様書等	
<input type="checkbox"/>	管理技術者が、管理技術者若しくは主任技術者又は担当技術者として従事したことがわかる書面	
添付資料 (根拠資料) その他の構成員	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可の通知書の写し	
	建設業法27条の29第1項に規定する総合評定値通知書（審査基準日が参加表明日より1年7か月以内のもので最新のもの）の写し	
	国税及び地方税に滞納の無いことを証明できる書類	
	<input type="checkbox"/>	納税証明書

(5) 作成方法

資料1の（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

10 本実施要項及び特記仕様書に対する質問

(1) 本説明書及び特記仕様書に対する質問がある場合は、次に従い様式第4号により提出すること。

ア 受付期間

令和8年5月11日（月）午後2時から令和8年5月18日（月）午後4時までの間

イ 提出先

7(1)に示す、富士市都市整備部市街地整備課まで提出すること。

ウ 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した場合は、その旨を電話で連絡すること。

エ その他

質問は参加者1者に対し、1回限りとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年5月25日（月）に市ウェブサイトへ公表する。

11 技術提案審査対象者の選定

参加資格の確認後、参加資格を有する者を技術提案審査対象者として選定し、その結果を令和8年6月15日（月）までに通知する。ただし、参加表明書を提出した者が5者を超えた場合は、資料3の（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領「3 実績評価」の合計の上位5者程度を技術提案審査対象者として選定する。

12 非選定理由に関する事項

(1) 11により選定されなかった者は、通知の日の翌日から令和8年6月22日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）の午後4時までの間に、書面（様式自由）により発注者に対して非選定の理由について、説明を求めることができる。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年6月29日（月）までに書面により回答する。

(3) (1)の書面は、7(1)に示す富士市都市整備部市街地整備課まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて提出した場合はその旨を電話で連絡すること。

13 技術提案審査書類の提出

技術提案審査対象者は技術提案審査書類として、(3)に示す「提出書類」を(4)「書類の作成方法」により作成し提出すること。特に技術提案は実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うことを求める。

(1) 提出期間

令和8年9月14日（月）から令和8年9月29日（火）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

7(1)に示す、富士市都市整備部市街地整備課まで持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）又は郵送（提出期間内に必着のこと。）

(3) 提出書類

ア 技術提案に関する書類（正本1部・副本9部）

様式第5号を表紙として、以下の書類を記載の上、提出すること。

正本には参加者の社名入りとし、副本には参加者を特定する記載はないものとする。

様式等	サイズ	内容
様式第5号	A4 縦型	技術提案書等提出書(表紙)
様式第6号	A4 縦型	技術提案書
様式第7号	A4 縦型	概算工事費見積書（見積の基準時点は令和8年9月とする）
様式第7号-2	A4 縦型	概算工事費見積内訳書
任意様式	—	概算工事費見積内訳明細書
様式第8号	A4 縦型	VE提案総括表
様式第8号-2	A4 縦型	VE提案書
様式第8号-3	A4 縦型	VE提案内訳明細書

イ その他提出書類（正本1部）

- ・本業務委託料見積書（任意様式）
- ・本業務委託料内訳書（任意様式）

(4) 書類の作成方法

資料1の（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

14 技術提案書等に関する質問

(1) 技術提案審査に関する技術提案、ヒアリング及び設計図書に関する質問がある場合は、次に従い様式第4号-2により提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月15日（水）午後2時から令和8年7月22日（水）午後4時までの間。

イ 提出先

7(1)に示す、富士市都市整備部市街地整備課まで提出すること。

ウ 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、電子メールを送信した場合は、その旨を電話で連絡すること。

エ その他

質問内容で参加者名がわかる記載は認めない。質問は参加者1者に対し、1回限りとする。

(2) (1)の質問に対する回答書は、令和8年8月5日(水)に電子メールにより技術提案審査対象者全者へ通知する。

15 技術提案書等の評価

(1) 評価・配点

資料3 (仮称) 富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等評価要領による。

(2) 技術提案プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書等の提案内容等について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案、VE提案の審査及び評価を行う。

16 技術提案プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案及びVE提案の内容について、7(2)の審査委員会により、次のとおり非公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し技術提案書の審査及び評価を行う。

(1) 実施日時

令和8年10月13日(火) (予定)

(詳細な時間については別途通知する。)

(2) 実施方法

富士市指定の会場にて原則対面によるものとする。

(3) 出席者

技術提案審査対象者の出席者は5人以内とする。

(4) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理技術者から、技術提案(様式第6号関係)及びVE提案(様式第8号関係)の内容について説明

イ 質疑応答

(5) 所要時間 50分程度

ア 技術提案に関する内容(説明10分、質疑15分程度)

イ VE提案に関する内容(説明10分、質疑15分程度)

(6) その他

ア ヒアリング時における資料の追加は認めない。

イ 配置予定技術者のうち管理技術者は必ず出席すること。

ウ プレゼンテーションに当たって機器(パソコン等)が必要な場合は、企画提案者で用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは、発注者にて用意する。

エ 必要機器のセッティングはプレゼンテーション及びヒアリングの時間とは別に5分程度設ける。また、片付けはプレゼンテーション及びヒアリング終了後速やかに行うこと。

オ プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

カ プレゼンテーション及びヒアリングの日程等については変更する場合があります、日程及び実施方法は別途通知する。

17 VE提案審査等及び採否等通知

(1) 概算工事費見積書の積算方法やVE提案の内容について、審査委員会が質疑を行い、VE提案の内容について、施工の確実性、安全性、経済性(工事費の削減効果)等の視点で、採用可能(○)、条件付き採用可能(△)、不採用(×)を判定する。

なお、積算の妥当性が認められない場合、又は技術提案が不採用になったことにより概算工事費が変更となる場合は、概算工事費見積書の修正を求める。

(2) VE提案採否等の通知は、令和8年10月14日（水）までにそれぞれの技術提案審査対象者に電子メールにて通知する。

18 ヒアリング後のVE提案採用後概算工事費見積書等の提出

VE提案採否等の通知後、次によりVE提案採用後の概算工事費見積書、概算工事費見積内訳書及び概算工事費見積内訳明細書（以下「VE提案採用後概算工事費見積書等」という。）を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年10月14日（水）から令和8年10月19日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間

(2) 提出先

7(1)に示す、富士市都市整備部市街地整備課まで持参若しくは郵送により提出すること。

(3) 作成方法

資料1の（仮称）富士駅北口駅前公益施設新築工事実施設計技術協力業務委託公募型プロポーザル技術提案書等作成要領による。

19 優先交渉権者の選定に関する事項

技術提案審査対象者の中から、評価点が最上位であるものを優先交渉権者として選定し、その結果を令和8年10月30日（金）までに通知する。ただし、技術提案対象者全者において適切な提案がない場合、優先交渉権者を選定しない場合がある。なお、評価点の最も高い者が2者以上ある場合、このうちVE提案採用後概算工事費が最も低い者を優先交渉権者とする。

20 非選定理由に関する事項

(1) 19により選定されなかった者は、通知の日の翌日から令和8年11月4日（水）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午後4時までの間に、書面（様式任意）により発注者に対して非選定の理由について、説明を求めることができる。

(2) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年11月11日（水）までに書面により回答する。

(3) (1)の書面は、7(1)に示す富士市都市整備部市街地整備課まで提出すること。提出方法は、電子メール、持参、郵送（期間内必着）のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メールにて提出した場合はその旨を電話で連絡すること。

21 結果の公表

本プロポーザルにおける審査結果については、優先交渉権者及び次点者の名称を富士市ウェブサイトで公表し、点数は公表しない。なお、富士市ウェブサイトのURLは、次による。

<https://www.city.fuji.shizuoka.jp/shigoto/nyusatsu/gyomuitaku/kekka/index.html>

22 業務委託契約の手続き

業務委託契約は、優先交渉権者と次の手順により締結する。なお、優先交渉権者が、「8 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、契約の締結を行わない場合がある。また、優先交渉権者との間で設計技術協力業務委託契約の締結に至らなかった場合は、優先交渉権者は優先交渉権を失い、技術提

案審査対象者のうち、評価点が高い順に当該契約等の締結について協議を行う。

(1) VE提案の確認

発注者及び設計者は、優先交渉権者が提出したVE提案について次の内容を確認する。なお、実施設計図書で示す建築物等の材料・工法等とVE提案採用後概算見積書等に大きな相違がある場合は、発注者、設計者及び優先交渉権者との協議により、建築物等の用途に応じ必要な機能品質を確保したうえで、必要に応じて建築物等の材料・工法等又はVE提案採用後概算工事費見積書等の変更・修正を行うことができるものとする。

ア 見積価格の妥当性

イ 品質の妥当性

ウ 見積価格との乖離を防ぐための手法の確認

(2) 基本協定の締結

発注者及び優先交渉権者は、工事請負契約の締結に向けた手続き及び果たすべき役割等を明確にするために基本協定を締結する。

(3) 三者協定の締結

発注者・優先交渉権者・設計者は、各々の役割を明確にするために三者協定を締結する。

(4) 実施設計技術協力業務委託契約の締結

上記の確認及び協定を締結したのち、発注者及び優先交渉権者（以下「施工予定者」という。）は業務委託契約を締結する。

なお、業務委託契約に係る特記仕様書は、発注者が提示した特記仕様書にプロポーザルで採用された提案内容を反映させるものとする。

23 技術提案書の履行

(1) 業務計画書への記載

施工予定者は工事請負契約後、提案内容を適切に反映した特記仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。また、発注者が工程上適切な時期に履行を確認するために、技術提案履行確認シート（様式等は監督員との協議による。）を契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出する。

(2) 履行の確認

監督員は、上記技術提案履行確認シートに基づき工程上適切な時期に履行状況を確認する。技術提案の内容が不履行の場合には、受発注者間において責任の所在を協議し確認する。

24 工事請負契約の手続き

工事請負契約は、施工予定者と次の手順により締結する。なお、施工予定者が、「8 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、契約の締結を行わないことがある

(1) 成果物の確認

発注者は、納品された成果物について、特記仕様書に基づき検査し、合格であれば、工事費見積書を徴収する。

(2) 価格協議及び価格等合意書の締結

発注者は、成果物を基に工事請負契約内容及び工事請負見積額の妥当性を確認し、妥当である場合は、価格合意書を締結する。

(3) 仮契約の締結

(2) で確認した工事契約内容及び工事請負代金額により、仮契約を締結する。

なお、工事請負契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を要するものであり、議会により否決された場合は、仮契約は効力を失う。この場合、仮契約の相手方は、発注者に対して何らの損害賠償を請求することはできない。

(4) 本契約の締結

(3) の議決により、発注者と施工予定者は、本契約を締結する。

25 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

- (1) 発注者又は本契約を締結した施工予定者（以下「受注者」という）は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- (2) 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。次項において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- (3) 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (4) (1)の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- (5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- (7) (5)及び(6)の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (3)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(1)、(5)又は(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

26 価格交渉の不成立

24(1)による価格交渉が不成立となった場合、施工予定者にその理由を付して交渉不成立通知を行うとともに、基本協定を解除する。

27 価格交渉不成立時の特許権等の取り扱い

価格交渉が不成立となった場合、施工予定者による技術提案及び施工予定者から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に関する著作権については、発注者に帰属する。

また、施工予定者による技術提案及び施工予定者から設計者への技術協力を経て取りまとめた設計図書に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権（以下「特許等」という。）が含まれる場合、本工事の工事請負契約者が施工予定者に、発注者と施工予定者の間で合意した当該特許権等の許諾料等を支払うことにより、使用できるものとする。

28 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
 - (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
 - (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- ※ 不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

29 その他の留意事項

- (1) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第54号）によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して富士市工事請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。
 - ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 添付資料が参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本実施要領に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
 - コ 公告日から優先交渉権者の選定通知が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず接触した場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないと同時に提出書類に記載された内容の変更を認めない。

また、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

- (6) 参加者数が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。
- (7) 本プロポーザルは、中止する場合がある。
- (8) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、令和8年9月28日までに辞退届(様式任意)を提出すること。
- (9) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。